

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○宮城県庁県民第一駐車場等の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(管 財 課)	一
○要措置区域の指定の解除	(環境対策課)	一
○形質変更時要届出区域の指定の解除	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	五
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	七
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(同)	八
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	八
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止の届出	(同)	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(同)	一〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一一
○育種母樹林の指定	(森林整備課)	一一
○保安林の指定の解除の予定	(同)	一一
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(水産業基盤整備課)	一一

ページ

告 示

- 指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (同) 一一
 - 道路の区域変更 (道 路 課) 一一
 - 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一二
 - 宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁高校教育課) 一二
 - 土地改良区の定款変更の認可 (二件) (東部地方振興事務所) 一三
 - 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 一三
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (三件) (建築宅地課) 一三
 - 教育委員会定例会の開催 教育委員会 一四

○宮城県告示第三百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月四日次のとおり委託した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号

アマノマネジメントサービス株式会社

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十二号

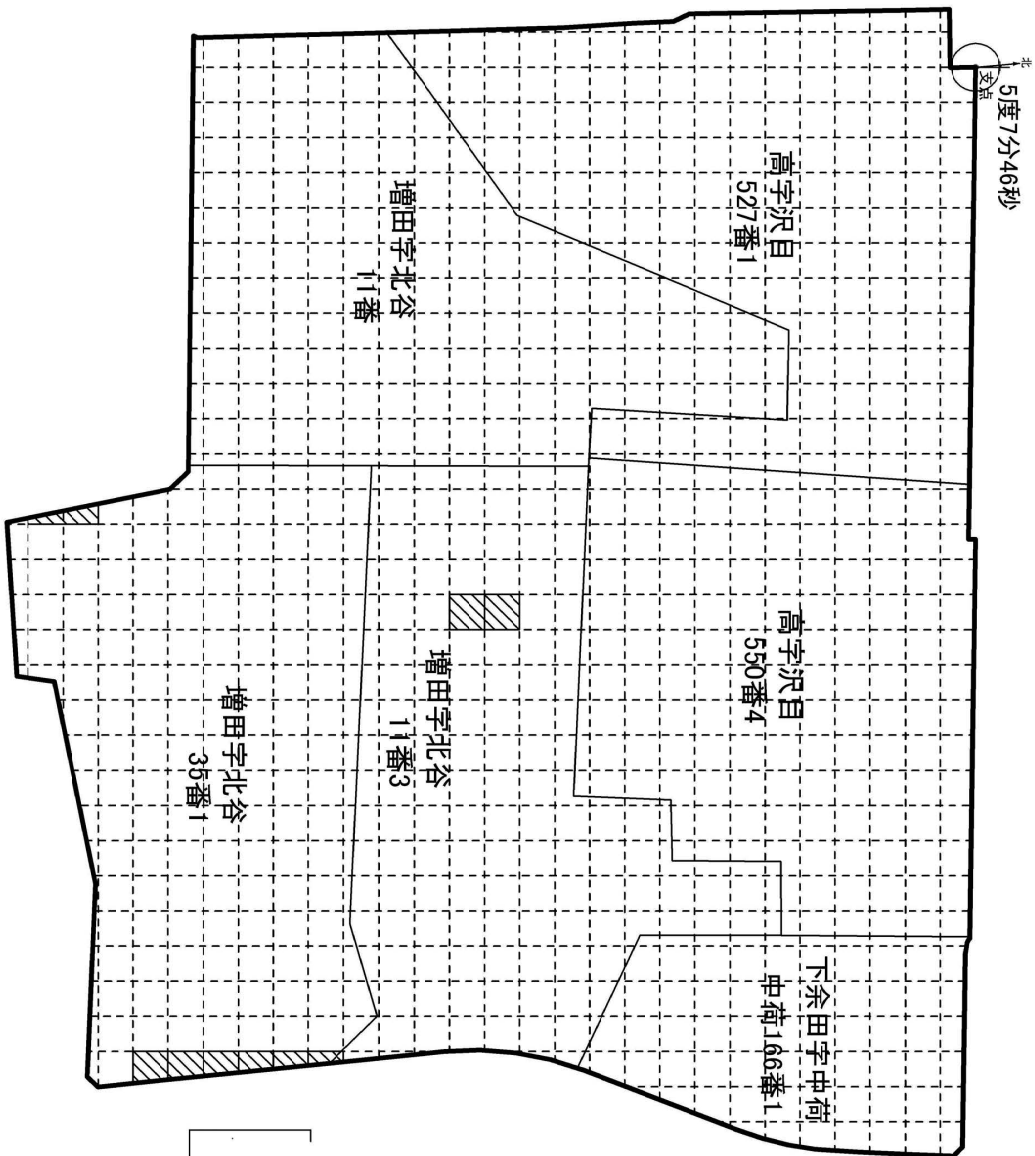
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により指定した要措置区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する要措置区域

名取市増田字北谷十一番三及び三十五番一の一部とし、次の図のとおりとする。



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【支点】

支点は宮城県名取市高字沢目527番1の最北端とする。

【指定を解除する土地の面積】

要措置区域: 634.1㎡

【格子の回転角度(5度7分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していなかった
特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

四 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

○宮城県告示第三百七十三号

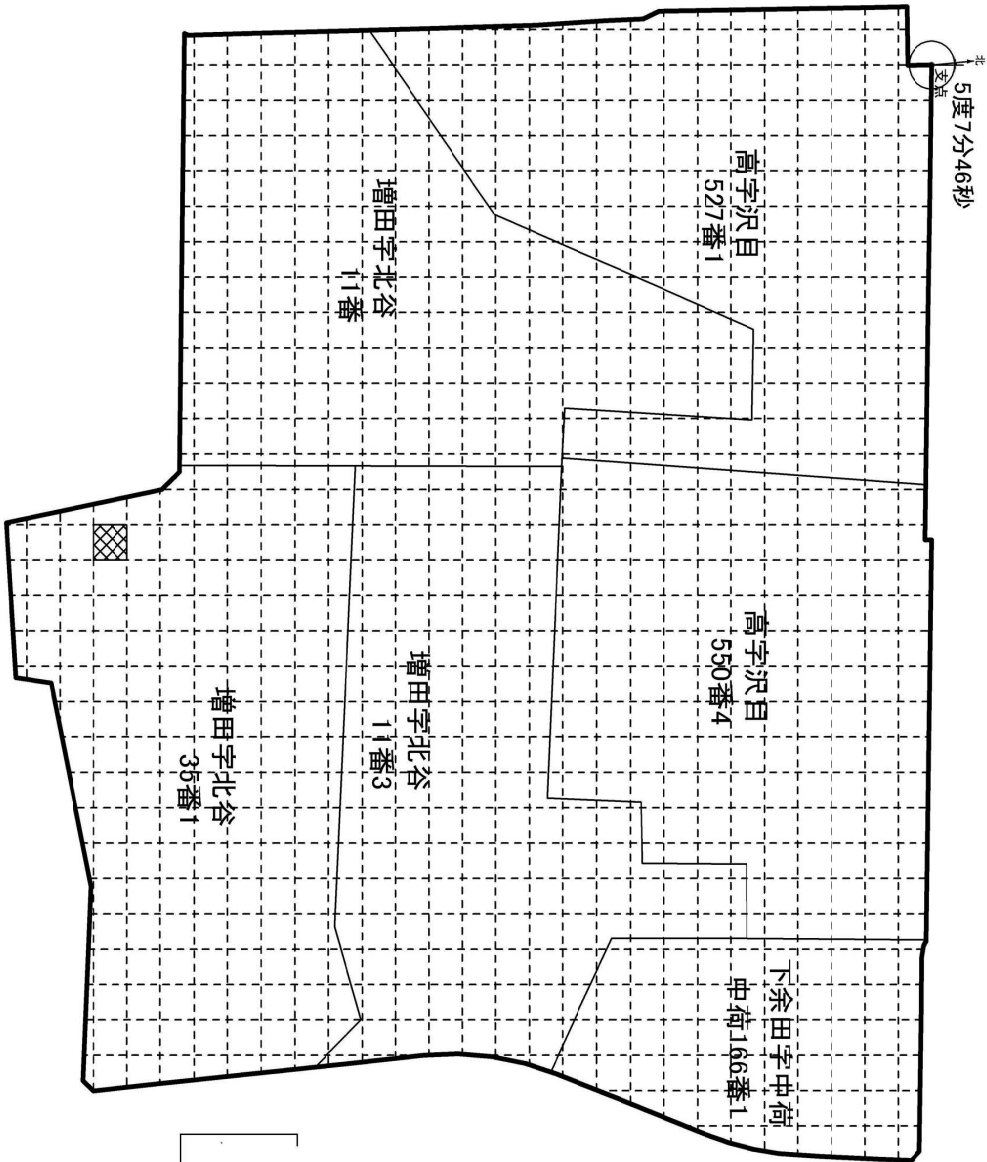
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要
届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

名取市増田字北谷三十五番一の一部とし、次の図のとおりとする。



5度7分46秒

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更所要届出区域

【支点】

支点は宮城県名取市高字沢目527番1の最北端とする。

【指定を解除する土地の面積】

形質変更所要届出区域: 100.0㎡

【格子の回転角度(5度7分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

○宮城県告示第三百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年四月八日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七一一〇〇六六九	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	事業者の名称 仙台やすらぎ通所介護株式会社	指定年月日 平成二十八年一月一日
○四七二二〇一五六六	訪問介護たすくろ 登米市米山町善王寺石神十六番地七	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成二十八年一月十五日
○四七〇三〇〇九一四	訪問介護事業所ウエルネス しおがまⅡ 塩竈市清水沢四丁目三十九番一号	株式会社リツワ	平成二十八年二月一日

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇六四四	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館デイサービスセンターひだまり 岩沼市中央三丁目七番十六号	事業者の名称 仙台やすらぎ通所介護株式会社	指定年月日 平成二十八年一月一日
○四七一三〇一九四五	通所介護豊泉華 栗原市築館下宮野砂田二番地一	有限会社クマシヨウ	平成二十八年一月一日
○四七〇三〇〇九二二	ウエルネスしおがま 塩竈市清水沢四丁目三十九番五号	株式会社リツワ	平成二十八年二月一日

三 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇六八五	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館短期入所生活介護 岩沼市中央三丁目七番十六号	事業者の名称 仙台やすらぎ通所介護株式会社	指定年月日 平成二十八年一月一日
------------------------	---	--------------------------	---------------------

四 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 ○四七一一〇〇六七七	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館介護付有料老人ホーム 岩沼市中央三丁目七番十六号	事業者の名称 仙台やすらぎ通所介護株式会社	指定年月日 平成二十八年一月一日
○四七〇二〇二七七一	はなこば石巻 石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社まんよう	平成二十八年二月一日

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二二〇一五六六	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館訪問介護事業所 登米市米山町善王寺石神十六番地七	事業者の名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	指定年月日 平成二十八年一月十五日
○四七二二〇一五六六	ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二十九号	株式会社ファミリア	平成二十八年二月十五日

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七一三〇一九六〇	事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	指定年月日 平成二十八年二月十五日
-------------------------	---	---------------------	----------------------

○宮城県告示第三百七十五号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二一〇〇六五一	しんせん長春館居宅介護支援事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	仙台やすらぎ通所介護株式会社	平成二十八年一月一日
〇四七二二〇一五五八	上舟ボラーノ在宅介護ケアプラン事業所 登米市迫町佐沼字上舟丁三十三番地八	合同会社上舟ボラーノ在宅介護ケアプラン事業所	平成二十八年一月一日
〇四七〇二〇二七八九	ケアプランセンターあたたか石巻 石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社まんよう	平成二十八年二月一日
〇四七三二〇一三〇〇	居宅介護支援事業所仕合わせ 柴田郡村田町村田字下河原一丁目十五番地十五	株式会社ともに	平成二十八年二月一日

○宮城県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
〇四七二二〇一九五二	特別養護老人ホームさくらの里若柳 栗原市若柳川北塚原十五番地一	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十八年二月一日

○宮城県告示第三百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
一			

〇四七二一〇〇六六九	しんせん長春館訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	仙台やすらぎ通所介護株式会社	平成二十八年一月一日
〇四七二二〇一五六六	訪問介護たすくろ 登米市米山町善王寺石神十六番地七	特定非営利活動法人ワーカースコープ	平成二十八年一月十五日
〇四七〇三〇〇九一四	訪問介護事業所ウエルネス しおがまII 塩竈市清水沢四丁目三十九番一號	株式会社リツワ	平成二十八年二月一日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一〇〇六四四	しんせん長春館デイサービスセンターひだまり 岩沼市中央三丁目七番十六号	仙台やすらぎ通所介護株式会社	平成二十八年一月一日
〇四七〇三〇〇九二二	ウエルネスしおがま 塩竈市清水沢四丁目三十九番五号	株式会社リツワ	平成二十八年二月一日

三 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一〇〇六八五	しんせん長春館短期入所生活介護 岩沼市中央三丁目七番十六号	仙台やすらぎ通所介護株式会社	平成二十八年一月一日

四 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一〇〇六七七	しんせん長春館介護付有料老人ホーム 岩沼市中央三丁目七番十六号	仙台やすらぎ通所介護株式会社	平成二十八年一月一日
〇四七〇二〇二七七一	はなこば石巻 石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社まんよう	平成二十八年二月一日

五 介護予防福祉用具貸与

六 介護予防特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二三〇一九六〇	事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二 十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	指定年月日 平成二十八年 二月十五日
-------------------------	---	---------------------	--------------------------

介護保険事業所番号
○四七二三〇一九六〇

事業所の名称及び所在地 ケアサポートファミリア 栗原市築館源光十七番地二 十九号	事業者の名称 株式会社ファミリア	指定年月日 平成二十八年 二月十五日
---	---------------------	--------------------------

○宮城県告示第三百七十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二三三四	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションあたたか石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	事業者の名称 株式会社東北ゆうあい	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
○四七〇五〇〇二二四	ホームヘルパーステーショ ンおおしま 気仙沼市廻館五十五番地二	医療法人 溪仁会	平成二十八年 一月三十一日
○四七〇五〇〇二八一	ハック訪問介護ステーショ ン 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	株式会社ハック	平成二十八年 二月二十九日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七〇五〇〇二九九	事業所の名称及び所在地 ハック訪問入浴サービス 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	事業者の名称 株式会社ハック	廃止年月日 平成二十八年 二月二十九日
-------------------------	--	-------------------	---------------------------

三 訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六〇二九〇一三三三	事業所の名称及び所在地 ナースステーションあたたか石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	事業者の名称 株式会社東北ゆうあい	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
--------------------------	--	----------------------	---------------------------

四 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二三三四二	事業所の名称及び所在地 デイサービス縁じよい石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	事業者の名称 株式会社東北ゆうあい	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
○四七〇五〇〇九二七	あすてりあデイサービスセ ンター 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	株式会社ハック	平成二十八年 二月二十九日
○四七一五〇二二六〇	デイサービスルン 大崎市鹿島台平渡字西銭神 十七番地	株式会社福祉の杜	平成二十八年 二月二十九日

五 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四五二七八〇〇二六	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設季節館 黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ 下百十六番三	事業者の名称 社会福祉法人桜樹会	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
-------------------------	--	---------------------	---------------------------

六 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇六八五	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館短期入所生 活介護 岩沼市中央三丁目七番十六 号	事業者の名称 仙台やすらぎ通所介護株 式会社	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
------------------------	---	------------------------------	---------------------------

七 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
-----------	-------------	--------	-------

八 福祉用具貸与

〇四五二七八〇〇二六	介護老人保健施設季節館 黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ 下百十六番三	社会福祉法人桜樹会	平成二十八年 一月三十一日
------------	---------------------------------------	-----------	------------------

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇六〇〇一一五	株式会社朝文堂ケアサービ スネットひまわり事業部 白石市南町一丁目三番十二 号	株式会社朝文堂	平成二十八年 一月一日
〇四七三二〇〇三七八	新日本商事株式会社 遠田郡美里町北浦字天神南 三十五番地一	新日本商事株式会社	平成二十八年 一月二十一日

九 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇六〇〇一一五	株式会社朝文堂ケアサービ スネットひまわり事業部 白石市南町一丁目三番十二 号	株式会社朝文堂	平成二十八年 一月一日
〇四七三二〇〇三七八	新日本商事株式会社 遠田郡美里町北浦字天神南 三十五番地一	新日本商事株式会社	平成二十八年 一月二十一日

〇宮城県告示第三百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サ
ビス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称又は氏名	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
株式会社たんぼぼ	〇四七一四〇〇六三〇	通所介護	デイハウスたんぼぼ 東松島市赤井字中新丁二百 四番地

二 指定の効力の停止の内容

新規利用者の受入れ停止

三 停止の期間

平成二十八年三月三十一日から三か月間

〇宮城県告示第三百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業
者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇二二二六	ケアプランセンターあたた か石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十八年 一月三十一日
〇四七二二〇二〇〇四	ケアプランセンターポラー 登米市迫町佐沼字南元丁三 十六番地	特定非営利活動法人なご み	平成二十八年 一月三十一日
〇四七二二〇〇八四八	ケアプランニングふれ愛 栗原市若柳字川北南砂押七 十六番地一	有限会社ふれ愛	平成二十八年 一月三十一日

〇宮城県告示第三百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の開
設者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護老人保健施設

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四五二七八〇〇二六	介護老人保健施設季節館 黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ 下百十六番三	社会福祉法人桜樹会	平成二十八年 一月三十一日

〇宮城県告示第三百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二二三四	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションあた たか石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	事業者の名称 株式会社東北ゆうあい	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
○四七〇五〇〇二二四	ホームヘルパーステーショ ンおおしま 気仙沼市廻館五十五番地二	医療法人 溪仁会	平成二十八年 一月三十一日
○四七〇五〇〇二八一	ハック訪問介護ステーション 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	株式会社ハック	平成二十八年 二月二十九日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七〇五〇〇二九九	事業所の名称及び所在地 ハック訪問入浴サービス 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	事業者の名称 株式会社ハック	廃止年月日 平成二十八年 二月二十九日
-------------------------	--	-------------------	---------------------------

三 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六〇二九〇一三三三	事業所の名称及び所在地 ナースステーションあたた か石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	事業者の名称 株式会社東北ゆうあい	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
--------------------------	--	----------------------	---------------------------

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二二三二	事業所の名称及び所在地 デイサービス緑じよい石巻 石巻市駅前北通り一丁目十 四番二十一号	事業者の名称 株式会社東北ゆうあい	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
○四七〇五〇〇九二七	あすてりあデイサービスセ ンター 気仙沼市上田中二丁目六番	株式会社ハック	平成二十八年 二月二十九日

○四七一五〇二二六〇	地四 デイサービスルン 大崎市鹿島台平渡字西銭神 十七番地	株式会社福祉の杜	平成二十八年 二月二十九日
------------	--	----------	------------------

五 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四五二七八〇〇二六	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設季館 黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ 下百十六番三	事業者の名称 社会福祉法人桜樹会	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
-------------------------	---	---------------------	---------------------------

六 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇六八五	事業所の名称及び所在地 しんせん長春館短期入所生 活介護 岩沼市中央三丁目七番十六 号	事業者の名称 仙台やすらぎ通所介護株 式会社	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
------------------------	---	------------------------------	---------------------------

七 介護予防短期入所療養介護

介護保険事業所番号 ○四五二七八〇〇二六	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設季館 黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ 下百十六番三	事業者の名称 社会福祉法人桜樹会	廃止年月日 平成二十八年 一月三十一日
-------------------------	---	---------------------	---------------------------

八 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇六〇〇一一五	事業所の名称及び所在地 株式会社朝文堂ケアサビ スネットひまわり事業部 白石市南町一丁目三番十二 号	事業者の名称 株式会社朝文堂	廃止年月日 平成二十八年 一月一日
○四七三一一〇三七八	新日本商事株式会社 遠田郡美里町北浦字天神南 三十五番地一	新日本商事株式会社	平成二十八年 一月三十一日

九 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇六〇〇一五	株式会社朝文堂ケアサービス 石巻市南町一丁目三番十二号	株式会社朝文堂	平成二十八年 一月一日
〇四七三二〇〇三七八	新日本商事株式会社 遠田郡美里町北浦字天神南 三十五番地一	新日本商事株式会社	平成二十八年 一月二十一日

〇宮城県告示第三百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称又は氏名	株式会社たんぼ	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
〇四七二四〇〇六三〇	介護保険事業所番号	介護予防通所介護	デイハウスたんぼ 東松島市赤井字中新丁二百 四番地

一 事業者の名称等

二 指定の効力の停止の内容
新規利用者の受入れ停止

三 停止の期間
平成二十八年三月三十一日から三か月間

〇宮城県告示第三百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇三五六	サンネットなごみ石巻市蛇田字小倉二	就労継続支援B型	社会福祉法人石巻祥心会	平成二十八年 四月一日

〇四一〇二二〇二六四	織音石巻市中浦二丁目二番地六十二	型 就労継続支援B	特定非営利活動法人輝くなかまチャレンジド	平成二十八年 四月一日
〇四一〇八〇〇〇一五	第二虹の園 角田市佐倉字町裏一番六十三番地	型 就労継続支援B	社会福祉法人臥牛三敬会	平成二十八年 四月一日
〇四一〇八〇〇〇三一	虹の園 角田市佐倉字町裏一番六十三番地	型 就労継続支援B	社会福祉法人臥牛三敬会	平成二十八年 四月一日
〇四一〇八〇〇〇一三〇	第三虹の園 角田市角田字中島上二百十三	型 就労継続支援B	社会福祉法人臥牛三敬会	平成二十八年 四月一日
〇四一一一〇〇二八二	岩沼市障害者地域就業支援センター 岩沼市里の杜三丁目五番二十二号	型 就労移行支援B	公益社団法人青年海外協力会	平成二十八年 四月一日
〇四一一二〇〇〇七五	蔵王すずしろ 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原一七番二十九	型 就労継続支援A	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十八年 四月一日
〇四一二二〇〇二二二	びいんず夢楽多 柴田郡村田町大字関場字屋敷前百三十七番地一	型 就労継続支援B	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十八年 四月一日
〇四一二二〇〇二三〇	くりえいと柴田 刈田郡柴田町大字船迫字土平九十二番地	型 就労移行支援B	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十八年 四月一日
〇四一二六〇〇一八一	工房歩々 宮城県利府町沢乙東三番地三	型 就労継続支援B	社会福祉法人宮城厚生福祉会	平成二十八年 四月一日
〇四一二七〇〇三七九	パン工房 わ・は・わ 黒川郡大郷町味明字原下六十二番一	型 就労継続支援B	社会福祉法人みんなの輪	平成二十八年 四月一日
〇四一二七〇〇三九五	夢の風とみや 黒川郡富谷町富谷字西沢十三番地	型 就労移行支援B	社会福祉法人永楽会	平成二十八年 四月一日
〇四一二八〇〇〇一〇四	やくらいアットハウス 加美郡加美町字上野目薬師堂二十番地	型 生活介護 就労継続支援B	加美町	平成二十八年 四月一日
〇四一二二〇〇一〇九	はらから蔵王塾 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山四番三百	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十八年 四月一日

〇四二二二〇一〇六	サポート南桜 柴田郡大河原町字南 桜町四一二	生活介護	有限会社ケイ	平成二十八年 四月一日
-----------	------------------------------	------	--------	----------------

〇宮城県告示第三百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇八〇〇一三〇	多機能型施設 第三虹の園 角田市角田字中島上 二百十三	就労移行支援	社会福祉法人 臥牛三敬会	平成二十八年 三月三十一日
〇四二二一〇〇〇八四	岩沼市障害者地域就 労支援センター まわりホーム 岩沼市里の杜三丁目 五番二十二号	就労移行支援 就労継続支援B 型	岩沼市	平成二十八年 三月三十一日
〇四一〇五〇〇一八五	株式会社みやぎ介護 センター1気仙沼営業 所 気仙沼市神山五十一 三佐々木写真館1F 一〇一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社みや ぎ介護センタ ー	平成二十八 年三月三十一日

〇宮城県告示第三百八十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり有種母樹林を指定する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定番号	樹種	所在場所	本数	面積	所有者
二七一一	スギ	黒川郡大衡村大衡 字柞木一四	三五七本	〇・〇六 ルヘクタール	住 所 仙台市青葉区本町 三丁目八番一 宮城県

宮城育 二七一一	アカマツ	黒川郡大衡村大衡 字長原九十五一 二	一〇一本	〇・二〇 ルヘクタール	仙台市青葉区本町 三丁目八番一 宮城県
-------------	------	--------------------------	------	----------------	---------------------------

〇宮城県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
東松島市浜市字榎場一の一五七、一の二〇一、一の二〇三
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所
東松島市浜市字榎場七三の二、字須賀松七の二
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

〇宮城県告示第三百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 しゅん功認可年月日
平成二十八年三月三十一日
- 二 しゅん功認可を受けた者の名称
宮城県
- 三 埋立区域
一位 置

石巻市福貴浦字土手三十二番一および、字福貴屋敷六十一番一ならびに六十五番に隣接する公有水面

二 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線および①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 石巻市福貴浦字土手三十二番一地内に設置された基点A 北緯(三八度二分〇六秒〇七)、東経(一四二度二六分四一秒五〇) から 〇度五五分一八秒 六五・一四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 〇度三七分四八秒 一三九・八六メートルの地点

③の地点 ②の地点から 五九度〇六分四三秒 一一・三一メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一八〇度三八分二七秒 一四一・六四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 二七〇度五八分〇八秒 〇・四七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一八〇度三〇分一一秒 一・〇三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 九〇度一四分三三秒 〇・四七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 一八〇度五二分五四秒 三・一二メートルの地点

三 面 積

一、三七四・二四平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十五年八月八日 宮城県(水整)指令第二十一号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第三百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設(以下「指定施設」という。)の内、志津川漁港の指定施設、波伝谷漁港の指定施設及び桃ノ浦漁港の指定施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
		一五・二	一八・五	一九・四	四六・七	四九・二	四九・二

栗原市花山本沢北の前八一番四地先から
同市花山本沢北の前七九番四地先まで

○宮城県告示第三百九十一号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 大崎市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高

等学校の農産物の花野果市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十八年三月十七日次のとおり委託した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十三号

石巻市蛇田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年四月八日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 加 藤 慶 太

○宮城県告示第三百九十四号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年四月八日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 加 藤 慶 太

○宮城県告示第三百九十五号

遠田郡田尻町大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年四月八日

宮城県北部地方振興事務所

公 告

所 長 高 橋 平 勝

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市杉ヶ袋字横手四十四番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市杉ヶ袋字尻田村六十七番地 宗教法人法雲寺

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県七ヶ浜町花湖浜字笹山二十五番十の

一部、二十五番四十七の

一部、二十五番四十九の

一部、三十三番一の

一部、三十三番二の

一部、三十三番十の

一部、同字長須賀六十六番一の

一部、七十一番

の一部

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

名取市高柳字辻百五十六番、百六十七番一、百

<p>地域の名称</p> <p>五十七番、百五十八番、百六十三番、百六十六番、百七十番、百五十九番、百六十番一、百六十一番一、百六十二番一、百六十四番、百六十五番、百六十八番、百五十六番地先の水の一部</p> <p>名取市</p>	<p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p>	<p>教育委員会</p>	<p>○宮城県教育委員会告示第九号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p> <p>平成二十八年四月八日</p> <p>宮城県教育委員会 教育長 高 橋 仁</p> <p>一日 時 平成二十八年四月十四日 午後一時三十分</p> <p>二 場 所 教育委員会会議室</p> <p>三 事 件</p> <p>第一号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について</p> <p>第二号議案 宮城県社会教育委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。</p> <p>六 問い合わせ先</p> <p>仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二一-三六一一)</p>
---	-------------------------------	--------------	---